

子ども・子育て支援法に基づく利用定員の変更について

3 令和2年度以降の利用定員（案）

松伏町第二期子ども・子育て支援事業計画における保育ニーズ量及び実際の各施設の利用状況を考慮した令和2年度以降の各施設の利用定員は以下のとおりです。

施設名	認可定員	利用定員				
		合計	1号	2号	3号認定	
					1・2歳児	0歳児
町立第一保育所	75	75		48	24	3
ゆたか保育園	165	165		105	52	8
かしのき保育園	60	60		37	20	3
認定こども園こどものもり	165	165	95	43	21	6
認定こども園みどりの丘こども園	175	120	50	35	29	6

【利用定員とは】

子ども・子育て支援新制度では、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育給付施設、地域型保育事業所に対して、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになります。

【利用定員の考え方】

- 1 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・3歳未満児）は0歳と1・2歳に区分して設定します。
- 2 利用定員は認可定員と一致させることを基本としつつ、実際の利用状況や教育・保育のニーズ量を反映し設定することとします。
- 3 2号・3号認定（保育認定）については、職員配置基準及び面積基準を満たすことを前提に利用定員を超過して受け入れをすることができます。ただし、恒常的に利用定員を超過する場合（※）は公定価格の調整対象になる場合があります。

（※）保育認定全体の人数について5年間連続で120%以上超過する場合